



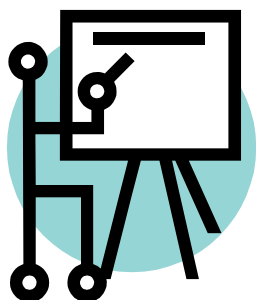
CHERRYGARD SERVICE NEWS LETTER

第45号

発行日 H22.8.15

目次

| | |
|----------------|---|
| 「訪問介護員の散歩の同行」 | 1 |
| セミナーのご案内 | 1 |
| 第三者評価のご案内 | 2 |
| 空室情報 | 3 |
| 「こうれいほしょう」のご案内 | 7 |
| 人材派遣のご案内 | 7 |
| 線引きシート | 8 |



今月のつづやき

今、山口百恵がマイブームです。カラオケでも彼女の曲が主流になってます。革めて歌うと、いい曲が多いですね。(社長:源)
 家族がフィットネスクラブに入会しました。私は健康ランドのサウナ特別会員に入会しました。(支援:熊巳)
 原爆慰霊のサイレンが鳴り響く中、立ち止まらず日々の生活をする老若男女。改めて自分の娘には命の尊さを教えていきたいと痛感しました。(支援:佐藤)
 毎年、この時期につづやいている様な気がしますが、ピアガーデンの季節ですね。社長そろそろどうですか？(営業:亀高)
 夏風邪と格闘すること10日間。思考能力ゼロ。おまけに頭はガンガン。体調が悪いと感じたら早めに休養をとることが大事ですね。(派遣:渡辺)
 福山市で開催された吹奏楽コンクールへ娘が出場したので行ってきました。普段は耳にする機会がないので新鮮に感じました。(事務:鎌倉)
 100歳を越す高齢者の所在不明問題。年金不正受給目的かと思いきや、今度は、国民年金納付率59.98%という未納問題も…。こんな世情がこれから日本のスタンダードになるのかと思うと。老後への不安が増すばかりです。(情報:後田)

「訪問介護員の散歩の同行」について

ケアマネージャーさんから、「ヘルパーが介護保険利用者と一緒に、散歩に出られますか？」との問合せがありました。

国が「散歩介護」の利用を認めているのに、保険者が壁を設けていて、利用者にサービスを提供できないケースが多いようです。

ヘルパーが同行する散歩は、2008年12月に政府が国会で「認める」と答弁しました。09年7月には「身体介護の見守りの援助にあたる」と自治体向けに通知を出しました。以下、通知内容を掲載します。介護支援専門員の皆様、アセスメントした結果、リハビリ等(ケア目標)に有効と認められる場合は保険者としっかり協議して、利用者本位のケアプランを作成しましょう。(熊巳)

「適切な訪問介護サービス等の提供について」

(厚生労働省老健局振興課 事務連絡文 平成21年7月24日)

訪問介護におけるサービスの内容等については、介護保険法第8条等に規定されているほか、「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」(平成12年老計第10号通知。以下「老計10号」という。)において示しているところですが、そのサービス行為ごとの区分は、例示として示したものであり、適切なケアマネジメントに基づくものであって、かつ保険者の個別具体的な判断により必要と認められるサービスについては、保険給付の対象となります。

こうした介護保険制度の趣旨を踏まえ、各都道府県におかれましては、訪問介護サービス等が保険給付の対象となるかについては下記のとおり取扱いである旨を、管内の市区町村に対して改めて周知していただきますとともに、介護サービス事業者、関係団体、利用者等に対して幅広い情報提供をしていただくようお願いいたします。

記

1 保険者にとっては、利用者にとって真に適切な介護保険サービスが提供されるよう、行為の内容のみで一律機械的に保険給付の支給の可否を判断することなく、必要に応じて介護支援専門員等からの情報を得るなどし、個々の利用者の状況等に応じた判断をされたいこと。

2 例えば、「訪問介護員等の散歩の同行」は自立支援、日常生活動作向上の観点から、安全を確保しつつ常時介助できる状態で行うものであって、利用者の自立支援に資する(例えば、ケアプランにおける長期目標又は短期目標等に示された目標を達成するために必要な行為である)ものとしてケアプランに位置づけられるような場合については、老計10号別紙「1 身体介護」の「1-6 自立生活支援のための見守りの援助(自立支援、ADL向上の観点から安全を確保しつつ常時介助できる状態で行う見守り等)」に該当するものと考えられることから、保険者が個々の利用者の状況等に応じて必要と認める場合において、訪問介護費の支給対象となりうるものであること。

福祉サービス第三者評価のご案内

福祉サービス第三者評価とは？

介護保険法及び社会福祉法では、「事業者は自ら提供するサービスの質の評価を行い、常に良質かつ適切な介護・福祉サービスを提供するよう努めなければならない」とされています。福祉サービス第三者評価とは、当事者以外の公正・中立な第三者が専門的かつ客観的な立場から評価することをいいます。これは、事業者がサービスの質の向上を図るために非常に有効な方法であるといわれています。

第三者評価を受けるメリットとしては・・・

事業所の定期健診とお考え頂き、おおよそ以下の事が考えられます。

普段提供しているサービスについて、客観的な視点から自らを振り返ることができる。

自分たちでは、気づかなかった事業運営上のニーズを把握することができる。

利用者にサービスの実施内容や運営状況を知ってもらい、安心して利用してもらうことができる。

評価内容を公表することで、事業の透明性が高まる。

取り組み内容をセールスポイントとしてアピールできる。

「行政監査」との違いについて・・・

行政監査は、法令等による運営基準等についての適否を定期的に行政の担当部局が確認するものです。「福祉サービス第三者評価」は、事業者自らによる福祉サービスの質の向上の支援を目的にしているという点で、根本的に異なります。

「介護サービス情報の公表」との違いについて・・・

「介護サービス情報の公表制度」では、マニュアルや記録の有無などの事実確認をしますが、サービスの質の評価は行いません。「福祉サービス第三者評価」は、サービスの内容や提供の仕組みに焦点をあて、質の向上に向けた支援を行います。

評価の主な内容について・・・

評価は、「管理運営」と「サービス」の二つの面から行います。

「管理運営」は、事業者の経営理念やサービス提供の方針、職員の育成、地域との交流などすべてのサービスに共通する内容で構成しています。設問は、32問あります。

「サービス」は、それぞれの事業所が提供するサービスの種類によって異なります。

評価項目は、県独自の項目を広島県福祉サービス第三者評価推進委員会が策定し、かなり具体的な内容になっています。介護老人福祉施設・介護老人保健施設の設問は66問、通所介護事業所の設問は50問、訪問介護事業所の設問は、57問です。

評価後について・・・

評価調査者による訪問調査終了後、評価機関は評価結果報告書を作成します。この報告書により、受審した事業者に内容が示され、異見の有無が照会されます。異見がなければ、報告書は評価結果として確定され、評価機関から広島県福祉サービス第三者評価推進委員会に報告されます。

その後、評価機関や広島県福祉サービス第三者評価推進委員会がインターネット上で評価結果の公表を行います。公表の期間は、公表された日から2年間です。なお、受審した事業者が独自に公開することも可能です。



第三者評価対象事業所

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

介護老人保健施設(老人保健施設)

通所介護(デイサービス)

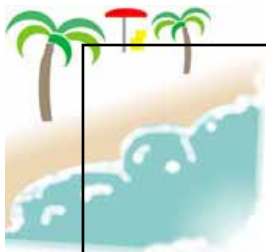
訪問介護(ホームヘルプサービス)

保育サービス

障害サービス

料金等は施設の規模により異なります。
詳しくはお問合せください。

第三者評価事業担当:後田(うしろだ)



チェリーゴールドサービスの 施設ご紹介サービス



毎日暑い日が続きますが、皆様いかがお過ごしでしょうか？
お盆も明け、それぞれの事業所で相談業務や支援業務の対応にお忙しくされている事と存じます。
この時期、入所のお問い合わせが多数ございますが、今年もすでに、複数のご相談をお受けいたしております。
熱中症や脱水症状などの不安もございますので、施設をお探しの方がいらっしゃいましたら何はともあれ『亀高』までご相談下さい。それでは…

8月10日時点での空室状況となります。

施設のご紹介に際しまして、ご利用者様やご紹介者様から料金を頂く事は一切ございません。

8月10日時点で満室の施設につきましてもその後、空室となっている場合もございますので、まずはお問い合わせ下さい。

施設見学をご希望される場合は当社スタッフによる送迎付きで施設見学を実施しております。

(施設見学につきましても全て無料で行います。)

お問い合わせ(082)286-2647 担当:亀高(かめたか)

| 高齢者専用賃貸住宅(高専賃) | | |
|----------------|----------------|---|
| 所在地 | 空室数 | 備考 |
| 安芸区 | 満室 | グループ内に医療機関・介護施設有り 提携医療機関については送迎無料 |
| 安芸区 | 個室 2 夫婦部屋 1 | グループ内にリハビリ整形・老健有り 自立～要介護2程度の方希望 訪問看護・訪問介護・デイサービス併設 2人部屋(夫婦・兄弟等で入所可)空きあり。 |
| 安佐南区 | 満室 | 介護施設併設・ペット同居可・居室配膳可 居室面積30㎡(満室) & 46㎡(満室) 2タイプ有・調剤薬局有 |
| 府中町 | 7 | 24時間スタッフ常駐対応可・介護ベッド、 冷蔵庫、ミニキッチン付・ 全館・全室スプリンクラー付 |

| 有料老人ホーム | | |
|-------------------|--------|---|
| 所在地 | 空室数 | 備考 |
| 中区 | 2 | 胃ろう可・鼻腔不可・透析可・施設内クリニック開院 要支援1～要介護5まで受け入れ可 |
| 西区 | 満室 | 胃ろう・鼻腔可・インシュリン可 自立～要介護5まで受け入れ可 |
| 西区 | Aタイプ:1 | Aタイプ:胃ろう・鼻腔・インシュリン要相談 Bタイプ:要支援・認知症のない方を対象 夫婦部屋1室有り・Dr24時間待機 |
| 西区 | 6 | 胃ろう・鼻腔・透析・インシュリン可 ターミナルケア実施 |
| 安佐北区 | 2 | IVH可・胃ろう・鼻腔可・インシュリン可 リハビリ実施可 |
| 安佐南区 | 7 | 胃ろう・鼻腔・IVH可・MRSA未発症可 認知症(徘徊ある方)可・その他要相談 体操等を活発に行っています。 |
| 安佐南区 (住宅型) | 8 | 要介護5まで受け入れ可 医療処置を含めた看取りまで可 デイ・訪問看護併設・外部サービス利用可 理学療法・言語聴覚療法有(訪問看護内) |
| 佐伯区 (住宅型) | 2 | 胃ろう可・鼻腔不可・インシュリン自己注可 デイ併設・パワーリハビリ、作業療法有 要支援不可・グループ内クリニック有 |
| 廿日市市 (介護付&住宅型) | 2 | 胃ろう不可・鼻腔不可・インシュリン不可 食事は朝・昼・夕ともに毎食選択制 学習療法や園芸療法等各種療法充実 |
| 東広島市志和町 | 4 | 胃ろう・鼻腔・インシュリン(自己注)要相談 要介護1～5まで受け入れ可 広島インターから車で約20分。 閑静な場所にあります。 |

| 介護保険療養型病床 | | |
|-----------|-----|---|
| 所在地 | 空室数 | 備考 |
| 西区 | 満室 | 要介護1～5の方希望・個室対応 短期入所可・鼻腔可・胃ろう不可・全介助可 |

| グループホーム | | |
|---------|-----|---|
| 所在地 | 空室数 | 備考 |
| 佐伯区 | 3 | 生保可・要支援2可 |
| 佐伯区 | 満室 | 生保不可・車椅子可・要支援2可 |
| 西区 | 満室 | 車椅子不可・生保可・夫婦で一部屋利用可 居室が2階の為、階段使用が可能な方 |
| 西区 | 満室 | 車椅子可・夫婦で一部屋利用可・生保可 一時金無し・インシュリン可・要支援2可 |
| 西区 | 満室 | 車椅子可・夫婦で一部屋利用可・生保可 一時金無し・インシュリン可・要支援2可 |
| 西区 | 満室 | 車椅子可・インシュリン可(自己)・ 生保不可・24時間医療サポート有り |
| 東区 | 満室 | 車椅子可・夫婦で一部屋利用可・生保可 一時金無し・インシュリン可・要支援2可 |
| 東区 | 満室 | 一時金無し・車椅子不可・生保可 インシュリン可・要支援2可 |
| 南区 | 満室 | 車椅子可・夫婦で一部屋利用可・生保可 一時金無し・インシュリン可・要支援2可 |
| 南区 | 満室 | 車椅子可・夫婦で一部屋利用可・生保可 一時金無し・インシュリン可・要支援2可 |
| 南区 | 満室 | 車椅子可・生保不可・インシュリン不可 要支援2可 |

グループホーム へ続く 

グループホーム

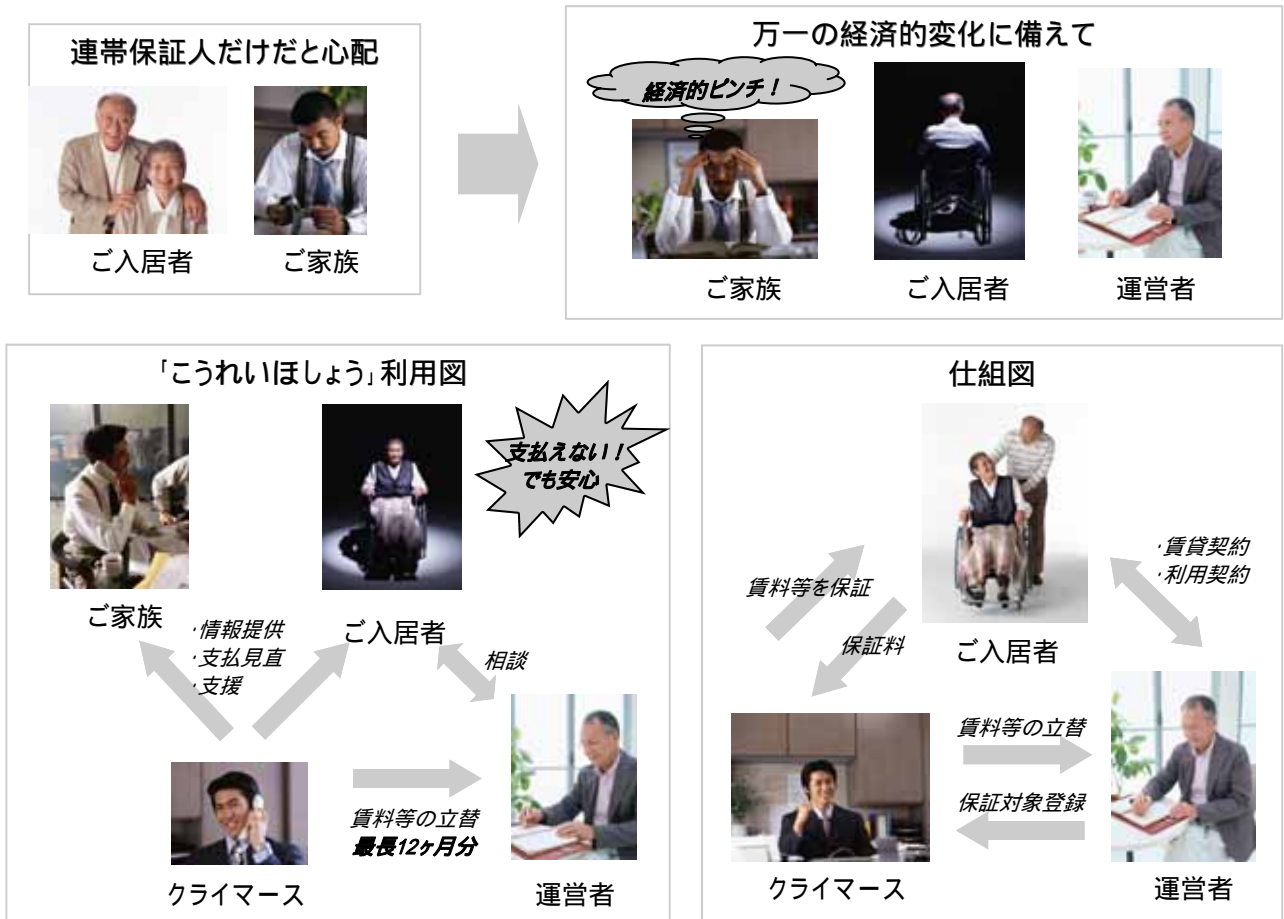
| 所在地 | 空室数 | 備考 |
|------|-----|---|
| 安芸区 | 満室 | 車椅子可・夫婦で一部屋利用可・生保可 一時金無し・インシュリン可・要支援2可 |
| 安佐南区 | 満室 | 一時金無し・車椅子不可・生保可 インシュリン可・要支援2可 |
| 安佐南区 | 満室 | 車椅子可・生保可・要支援2可 インシュリン可(自己注射) |
| 安佐南区 | 満室 | 車椅子可・生保可(人数制限有り) 要支援2可・インシュリン不可 |
| 安佐南区 | 1 | 車椅子可・生保可 要支援2可・インシュリン可(自己注射) |
| 安佐北区 | 満室 | 一時金無し・車椅子不可・生保可 インシュリン可・要支援2可 |
| 安佐北区 | 満室 | 一時金無し・車椅子不可・生保可 インシュリン可・要支援2可 |
| 海田町 | 2 | 車椅子可・生保不可・要支援2可 |
| 府中町 | 満室 | 車椅子可・夫婦で一部屋利用可・生保可 一時金無し・インシュリン可・要支援2可 |
| 府中町 | 満室 | 車椅子可・生保不可・要支援2可 グループ内に医療機関有り |

宅老所

| 所在地 | 空室数 | 備考 |
|------|-----|--------------------------------|
| 西区 | 満室 | 車椅子・生保可・要介護1以上・女性利用者希望 |
| 東区 | 満室 | 車椅子・生保可・要介護1以上・女性利用者希望 |
| 南区 | 満室 | 車椅子・生保可・要介護1以上・女性利用者希望 |
| 南区 | 満室 | 車椅子・生保可・要介護1以上・女性利用者希望 |
| 廿日市市 | 満室 | 車椅子・生保可・要介護1以上 同一敷地内にクリニック有 |

「こうれいほしょう」のご案内

「こうれいほしょう」とは、もし入居者様が経済的に困難になった場合、入居者様に代わり賃料等を立替払いすることで、経済的に支援する滞納保証システムです。入居されている方の家賃を保証することは、住宅や施設の経営を安定させることであり、入居者の幸せを守ることであります。こうした昨今の社会的背景に基づき、チェリーゴードサービスではクライマース株式会社と「高齢者向け賃貸住宅・施設専用の滞納家賃保障」の総代理店契約を締結いたしました。



導入を検討される事業者様には資料を送付させていただきますので、お申し付けください。
また、加盟店・取扱店を募集しております。詳しくはお問合せください。

滞納保証サービス担当: 佐藤(さとう)

人材派遣のご案内

新規派遣スタッフの確保に努め、人材派遣事業を推進中です。しかしながら、現在も介護職員不足が深刻な状況でございますので、いきなり多数の派遣登録は考えられませんし、現時点で当社が抱えているスタッフにも限りがあります。したがって、派遣のご依頼を頂いてもすぐに派遣が出来ない場合がございます。

まずは、事前に「どの様な職種、どの様な勤務形態」のスタッフを希望されているのか弊社スタッフがヒアリングにお伺いした後、登録済の派遣スタッフの中から御社の条件にあったスタッフをピックアップし、ご紹介致します。

仮に、登録済スタッフの中に条件に合うスタッフがない場合は、求人広告や折り込み広告、等により新たにスタッフを募集する作業から始めますので、ご紹介までに少々お時間を頂く場合がございます。

人材派遣(紹介予定派遣・一般労働者派遣)に関心がおありの事業主様、人事担当者様は是非、ご一報下さい。

人材派遣サービス担当: 渡辺(わたなべ)

(株)チェリーゴードサービス



広島県安芸郡府中町柳ヶ丘40-12

電話 082-286-2624

FAX 082-285-1901

Email: info@fig-g.com

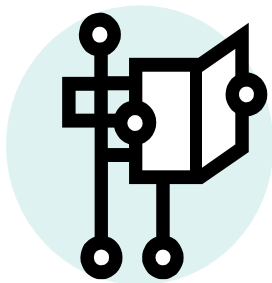
ホームページもご覧下さい。
<http://fig-g.jp/service>

【会社概要】

| | |
|-------|--|
| 設立 | 平成17年9月21日 |
| 所在地 | (広島本社 & データセンター) 広島県安芸郡府中町柳ヶ丘40-12 TEL: 082-286-2624 FAX: 082-285-1901 |
| 資本金 | 1,000万円 |
| 代表取締役 | 源 良友 |
| 事業内容 | 人材派遣 [(般)34-300132] 職業紹介 [34-1-300061] 福祉・医療系の経営指導・支援 営業代行 福祉サービス第三者評価事業 [H080104] 情報関連全般 等 |



「全体性に欠ける中長期戦略」線引きシート8月分



「考える」ことの基本は
「読む」ことから。
職員用にコピーしてお
使い下さい。(重要な
ところに線を引なが
ら読ませて下さい。)

“日本、ビザ発給緩和で中国人観光客が6.6倍に急増”との記事が7月29日付朝日新聞で報じられていました。実際に、夏休みに入って京都や東京ディズニーランドといった観光地から帰ってきた人の話を聞くと、「ここは中国？」と思うくらい中国人が多く、中国語ばかりが飛び交っていたそうです。日本政府は、中国人向けの個人観光ビザ発給要件を大幅に緩和しており、今後さらに外国人観光客が増えることが予想されます。治安悪化を懸念する人もいますが、世界中に日本の良さを知ってもらい、観光地にお金が落ちるといった経済効果が見込めるわけですから、今後の日本の外交戦略として有効であるのは確かでしょう。

ところで、日本経済の動向といえば、大企業のリストラ傾向が止まらない状況にあります。特に大企業では、事業戦略と人事戦略を一致させる動きが顕著にみられます。将来性のある事業などに人や金などの経営資源を集中させるのが目的なのですが、ここで問題となるのが、採算の悪い子会社や事業部を廃止することにより、そのビジネスユニットを失うことです。「現在、弊社では、あいにく、その事業は、取り扱っておりません...」、このような状況が企業全体に広がっていくと、経済衰退が進んでいく恐れがあります。また、かつては、40歳以上または50歳以上といった年齢を軸としたリストラが主流でしたが、部門でリストラを敢行すると年齢に関係なく20歳代も対象となります。本来、スクラップ&ビルドで吸収してきた余剰人員ですが、今後は無条件に切り捨てられる運命にあるようです。「は、月を以って、退職しました」、これも余りに多ければ企業のブランドイメージがダウンするのはいうまで

もありません。

ちなみに、事業部制の大企業では、他部署を含めた全般的なマネジメントをできる社員が少なくなっており、特にバブル期に入社した今の40歳代は、大量採用された世代であるため、この多くが管理職になることができないジレンマに陥っているそうです。近い将来、40歳代に限定された早期退職が推進されることも予想されます。

さて、不景気は大企業のみならず小規模の商店にも及んでいます。安くなければ売れない物作りですが、安いだけでは売ること自体難しい状況にあります。例えば大手スーパーは地元商店街の反対を押し切ってまで出店してきますが、赤字が続くと簡単に撤退してしまいます。この煽りを一番受けているのが高齢者です。今年5月、経済産業省の研究会が支援策を提言しましたが、スーパーの閉店や商店街の衰退などで高齢者が日々の買い物に困る「買い物難民」の問題は深刻です。車の運転ができず家族の支援も得られず、食品などの買い物に困る高齢者を「買い物弱者」と位置づけていますが、その数は全国で600万人と推計されています。ここで、さらなる問題は、過疎地域だけでなく大都市近郊の団地などでも深刻化していることです。“豆腐を買うためタクシーに乗る”といった高齢者が現実にいるというニュースには驚かされるばかりです。

“外国からの富める民を積極的に受入れる”一方で、“富める国を作り上げてきた民を静かに切り捨てる”といったことは、ある意味では直接関係のない政策戦略かもしれません。しかし、これからの日本は、「豊かさ」と「幸せ」を切り分け、経済という視点から「全体性の原理」を以って取組んでいかなければならないのではないのでしょうか。

石田学院グループ

【高齢者事業】社会福祉法人FIG福祉会 特別養護老人ホーム(84床) / 短期入所生活介護(25床) / 養護老人ホーム(50室) / ケアハウス(個室28室、夫婦部屋1室) / 老人保健施設(68床) / 有料老人ホーム(46室、うち2人部屋5室) / ユニット型短期入所(5室) / グループホーム(18室) / デイサービス(60人定員) / デイケア(30人定員) / 認知症デイサービス(20人定員) / ヘルパーステーション / 居宅介護支援事業所 【保育事業】社会福祉法人FIG福祉会 ビッコロゴード保育園 【教育事業】学校法人府中石田学院 つばめ幼稚園 【不動産賃貸】有限会社 石田商店 / 株式会社 チェリーゴードケア 【医療サービス】医療法人エフアイジイ 櫻クリニック 【人材派遣・紹介・コンサルタント・情報サービス】株式会社 チェリーゴードサービス